

特定家畜伝染病の発生状況

- **口蹄疫**は、平成22（2010）年4月に宮崎県で10年ぶり発生。翌平成23（2011）年2月にはWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。他方、**海外では継続的に発生しており、令和7（2025）年3月には韓国で発生。**
- **豚熱**は、平成30（2018）年9月に岐阜県で26年ぶり発生、以降24都県で99事例発生。令和元（2019）年10月のワクチン接種後発生は散発的となるも、**ワクチン接種県における発生もお見られる状況。**
- **アフリカ豚熱**は、我が国では未発生なるも、平成30（2018）年に中国で発生して以降、アジア全域に感染拡大。**韓国では、令和5（2023）年12月に釜山広域市の野生イノシシで感染を確認し、我が国への侵入リスクは高い。**
- **牛海綿状脳症（BSE）**は、平成13（2001）年9月に国内で初めて発生して以降、36事例発生。平成25（2013）年5月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」国に認定（**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない**）。
- **高病原性鳥インフルエンザ**は、令和2年シーズン以降、毎年、秋から春にかけて発生。**今シーズン（令和6年シーズン）は、トップシーズンである1月に発生が急増し、累計14道県51事例発生、約932万羽を殺処分。**
- **牛痘**は、大正11（1922）年以降我が国での発生は確認されておらず、国際的にも、平成23（2011）年5月のWOAH総会において撲滅が宣言。
- **牛肺疫**は、昭和15（1940）年以降我が国での発生は確認されていないが、国際的にはアフリカ中心に発生継続。

発生事例数

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	5	5
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	38	23	35

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（疑似患畜を含む）。注2：データは2025年6月末時点の集計結果。

早期通報の徹底

- 鳥インフルエンザ等のまん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要であり、農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。
- 農場内でのウイルス増殖を防ぐためには、いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるかにかかっている。
- 異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「通報遅れ」によってまん延の可能性を高めたとして、手当金が減額される事由となり得ることに留意。

手当金減額事例数（鳥インフルエンザの場合）

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	27事例	4事例
R3シーズン	25事例	14事例	2事例
R4シーズン	84事例	43事例	10事例
R5シーズン	11事例	7事例	1事例

※減額事例は、[農水省ホームページ](#)にも掲載

◆具体例

【減額割合】手当金及び特別手当金：**2.35割減額（23.5%減額）**

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。**また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。**

早期通報の呼び掛け（江藤農林水産大臣メッセージ）

◆令和7年1月7日（農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部）

早期通報が出来なかった農場が残念ながら見られます。

「違うのではないか、鳥インフルエンザではないのではないか。」

そう思いたい気持ちも分からないでもない。自分のところで発生すれば、移動制限が敷かれて周りの農場にも御迷惑をかける。躊躇する気持ちも分かりますが、しかし、**早期に通報することが、最終的には被害の拡大を防ぐ一番の方法であります。**何度も申し上げますが、どんなに努力をしても人間の努力には限界があり、（ウイルスが）入ってしまうときは入ってしまう。しかしそれは、自分を責める気持ちもあるかもしれませんが、**そういう気持ちをお持ちになるよりも、怪しいと思ったら、間違いでもいいから通報し、検査を受けていただく。これがこの養鶏業界を守る一番の道だと思っております。**

◆令和7年1月14日（農林水産大臣メッセージ）

第二に、**早期通報**です。

残念ながら、相変わらず、通報が遅い事例が多いです。

私の出身・宮崎県では、**「空振り」の通報が増えました。**

それで良いのです。

「怪しい」「もしかしたら」と少しでも感じたら、とにかく通報してください。

地域を守るため、早期通報の徹底を、お願いします。

迅速な防疫措置のための初動対応

まん延
防止

- 特に鳥インフルエンザの場合、迅速な防疫措置（殺処分・埋却等）を実施するためには、**初動対応**が最重要。
- 初動の約12時間に行うべき、①検査の迅速かつ確実な実施②防疫措置開始に向けた諸準備③農林水産省はじめ関係機関との適時適切な情報共有、の3点について、各都道府県における体制の整備・点検が重要。

【防疫措置関連】

防疫措置準備

- ・防疫計画の策定、庁内体制の構築
- ・農場の下見（先遣隊派遣）
- ・焼埋却手法決定→事業者と調整



① 資機材関係

- ・防疫資機材の在庫確認→不足時は追加調達
- ・防疫作業基地の選定・設営
- ・防疫資機材の基地への搬入

② 動員関係

- ・必要動員規模の把握→不足時は応援要請
- ・動員組織と調整、関係団体・民間業者と契約
- ・作業員の輸送手段確保

③ その他

- ・消毒ポイント設置準備
- ・通行遮断に係る警察との調整
- ・疫学調査隊準備

防疫措置開始

疑い事例確認
(異状鶏通報)

簡易検査
陽性

家畜防疫員の立入

- ・稟告、疫学聴取
- ・臨床検査
- ・簡易検査

通報

報告

病鑑家保持ち込み

遺伝子
検査

検査結果

共有

農
林
水
産
省

共有

動
衛
研
2

判定

確定

疑似患畜確定

【約10時間】

【約2時間】

分割管理の推進

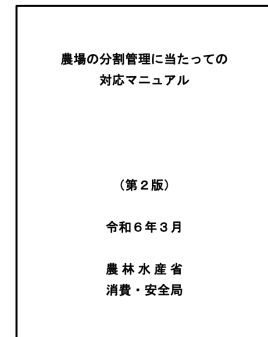
- 患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分となるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定**することが可能（**分割管理**）。
- 分割管理の導入に向けた検討は都道府県により偏りがある状況だが、**先行事例を紹介しつつ、大規模農場における分割管理の導入を推進**。

分割管理の取組の際の課題と解決の「タネ」

取組の際の課題	解決に向けた「タネ」
施設整備が必要な取組という認識	作業動線の見直しなど、 ソフト対策のみで検討している事例あり 。
大規模農場向けの取組という認識	中小規模であっても検討している事例あり 。
施設整備のための 資金が不足	衛生管理区域を別に設定し一時的に既存施設を使用する、仮設柵を設置するなど、 段階的な分割管理の導入が可能 。
従業員を分けられない	シャワーインによる対応が可能 。
農場内の 施設の配置上対応困難	経営規模拡大に取り組む際に合わせて検討が可能 。

分割管理の導入支援

- 「農場の分割管理に当たっての**対応マニュアル**」において、分割管理の取組についての**基本的な考え方**や**取り組む際のポイント**について記載



農林水産省ホームページ
ホーム

→消費・安全

→家畜の病気を防ぐために

→農場の分割管理について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/doiuei/katiku_yobo/bunkatukanri.html

- **消費・安全対策交付金**（家畜衛生の推進（ハード））で支援可能

3. 農場の分割管理の導入

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等**の整備を支援します。

【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

分割管理に取り組んでいる事例

○ 各農場の現状・課題に応じて、要すれば予算事業を活用しつつ、分割管理に取り組む事例あり。

事例 1（令和 5 年 11 月～分割管理開始）

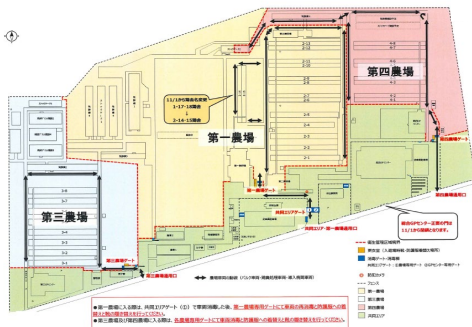
【分割前】



課題・現状

- 次シーズンまでに分割管理を開始したい意向
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは 3 箇所

【分割後】



対応

- ✓ 既存施設を元に、3 農場に分割。農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始（堆肥舎整備後、衛生管理区域を再設定予定）
- ✓ 従業員を専属化し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について定期的に研修会を実施

事例 2（令和 6 年 4 月～分割管理開始）

【分割前】

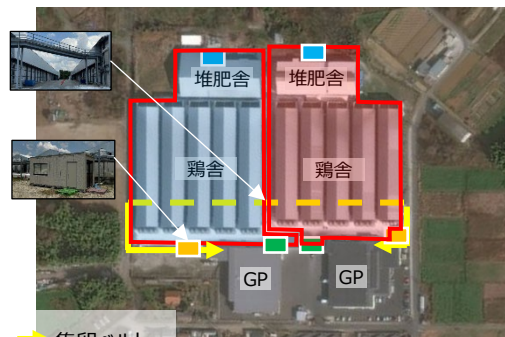


- ➡ 集卵ベルト
- ➡ 消毒ゲート
- ➡ 更衣室
- ➡ 死体保管庫

課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

【分割後】



- ➡ 集卵ベルト
- ➡ 消毒ゲート
- ➡ 更衣室
- ➡ 死体保管庫

対応

- ✓ 一時的な対応として三角コーンを設置、境界を明確化（境界柵を整備予定）
- ✓ 集卵ベルトの共用停止
- ✓ 車両用の入場ルートの新設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ 更衣室を整備
- ✓ 死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ 従業員教育の実施

- 家畜伝染病予防法上、まん延防止のための**埋却地等の確保は、家畜の所有者の責務。**
- **確実に活用できる埋却地の確保状況の確認**とともに、**焼却の活用**も推進。鳥インフルエンザの発生事例では、令和4年シーズンは約3割、令和5年シーズンは約5割、**令和6年シーズンは約4割で焼却を活用。**
- 焼却の活用にあたっては、**焼却施設が対応可能かの確認・事前の取り決め**のほか、**焼却施設までの運搬ルート**を決める等の**事前調整が重要**であり、先行事例の共有等により、更に取組を推進。

●家畜伝染病予防法（抄）

（家畜の所有者の責務）

第二条の二 **家畜の所有者は**、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的の発生を予防し、当該**家畜に起因する家畜の伝染性疾病的のまん延を防止することについて第一義的責任を有している**ことを自覚し、家畜の伝染性疾病的の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による**焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保**その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

死体の処理方法（鳥インフルエンザの場合）

	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
埋却	56事例 (66.7%)	6事例 (54.5%)	31事例 (60.8%)
焼却	21事例 (25.0%)	3事例 (27.3%)	5事例 (9.8%)
埋却・焼却の併用	7事例 (8.3%)	2事例 (18.2%)	15事例 (29.4%)
合計	84事例	11事例	51事例

◆移動式焼却炉の活用◆

- R6シーズンでは、**移動式焼却炉**を動物検疫所から**発生県に貸与し、焼却作業に活用**した事例あり。



鳥インフルエンザ発生農家に対する経営再開支援

まん延
防止

- **令和6年シーズン**における**発生51農場のうち8農場**（採卵鶏農場では40農場のうち5農場）が、令和7年4月1日時点で**経営再開済み**。
- **発生農場**に対しては、**家畜伝染病予防法**に基づき、原則として、**殺処分した家さんの評価額の全額が手当金**として交付。**迅速な手当金の交付に向け、県とも連携**。

経営再開状況（令和7年4月1日時点）

◆発生農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	52	48	0	4
R3シーズン	23	18	1	4
R4シーズン	81	74	1	6
R5シーズン	11	8	0	3
R6シーズン	51	8	40	3

◆採卵鶏農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	31	28	0	3
R3シーズン	14	12	1	1
R4シーズン	61	56	1	4
R5シーズン	7	4	0	3
R6シーズン	40	5	32	3

（注1）「発生農場数」は、公的機関や展示施設など畜産業以外の発生及び関連農場を除く。

（注2）「未再開」は、再開予定がある又は再開するかが未定の農場を含む。

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

- 家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家さんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用（生産費）を積上げ。
- ・採卵鶏は、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

- 迅速な交付に向け、農家に対する**必要書類の事前周知・申請フォロー**、家保・県庁における**進捗管理**、**審査の進捗状況の農家へのフィードバック**等について、**発生県と連携して対応**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- 発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- 経営再開に必要な**家さんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金の活用が可能。

- 豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付。
- これに加えて、家畜防疫互助基金や飼料・営農資材の購入等に要する資金の低利融資も用意。

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分した豚、イノシシに対する手当金について、原則として評価額の全額を交付【全額国費】。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分又は600万円）の活用が可能。

家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）

まん延
防止

○ **重大疾病発生時のセーフティネット**として、対象疾病の発生に伴う家畜等の処分により経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家向けに、**迅速な資金融通**を行うことで、**疾病発生直後の資金繰りを支援**。

貸付条件

貸付対象	対象疾病発生農家
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限：3億円） ⇒ 家畜1頭羽当たりの単価 × 処分頭羽数
償還期限	2年以内（一括償還） 手当金等の交付を受けたら 償還期限にかかわらず速やかに償還
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除
融資機関	民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

◆家畜1頭当たりの単価（主なもの）

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚（雌）	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

- ※1 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象。
- ※2 発生農家であっても、都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いがある場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは、対象にならない。
- ※3 疾病発生から資金融通までの期間は、債務保証の利用等、個々の利用条件により異なるが、最短で数週間から1か月を想定。
- ※4 手当金等交付見込額は、過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算。
- ※5 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除。